

学校における法教育の意義と方法 － 刑事法の学習に着目して－

小貫 篤
(埼玉大学)



本日の内容

- 1 高校生の法意識調査
- 2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状
- 3 小・中・高における法教育（刑事法）を一層充実させるための観点
- 4 小・中・高における法教育（刑事法）の系統
- 5 法教育に対する教員の反応
- 6 法教育を一層充実させるために

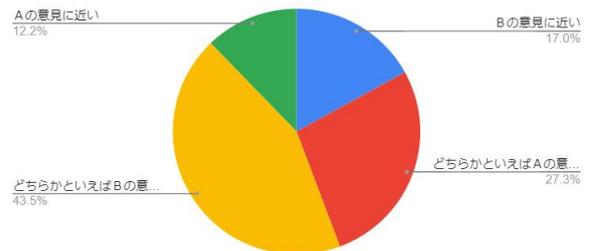


1 高校生の法意識調査（抜粋）

（2023年4月～6月，n=377，関東地方の高等学校4校，調査主体小貫篤）

- 100人の人がいて，99人は本当に罪を犯しており，1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。どちらの意見に近いですか。
- A：「無実の1人が誤って罰せられることは，他の99人が罰をのがれることより重大なことだ。無実の1人が有罪にされることになるくらいなら，99人の有罪者が無罪になってもやむを得ない」
- B：「無実の1人には気の毒であるが，だからといって99人の本当に罪を犯している人をすべて無実にしてしまうのでは，社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってもやむを得ない」

無罪推定の原則に関する意識



「Aの意見に近い」（無罪推定の原則重視）
「どちらかといえばAの意見に近い」 39.5%

「Bの意見に近い」（秩序重視）
「どちらかといえばBの意見に近い」 60.5%

1 高校生の法意識調査（抜粋）

（2023年4月～6月，n=377，関東地方の高等学校4校，調査主体小貫篤）

- 安全・安心な社会を守るためには，警察は，厳格なルールに縛られずに，犯罪を行う危険のある人物を監視し，取り締まるようにすべきであると思う。

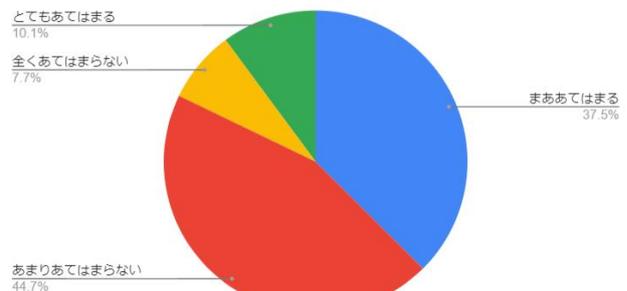
「とてもあてはまる」（秩序重視）
「まああてはまる」 47.6%

「全くあてはまらない」（適正手続重視）
「あまりあてはまらない」 52.4%

↓

半数の生徒に，秩序を維持するためであれば国家権力を行使する範囲が拡大しても構わなかったり，国家権力の行使に際して厳格な法適用を求めなかったりする意識がある。

適正手続に関する意識

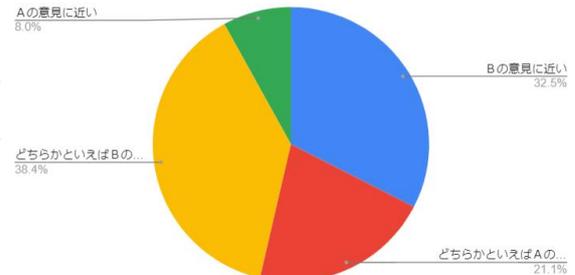


1 高校生の法意識調査（抜粋）

（2023年4月～6月，n=377，関東地方の高等学校4校，調査主体小貫篤）

- 次の2つの意見があります。あなたは、どちらの意見に近いですか。
- A：「自分で選んで違法な行為をした人は罰せられなければならない。しかし，精神機能の障害で，善悪を判断できなかったり，判断はできてもその判断に従って意思決定できなかったりする場合は，どんなに凶悪な行為であろうともその行為をした人を罰することはできない」
- B：「治安を維持するために危険性は除去する必要がある。自分で選んで罪を犯した人も，精神機能の障害で，善悪を判断できない人も，罪を犯したという点においては変わらない。その罪が連続殺人など凶悪な犯罪であればなおさらである。罪を犯した人は，どんな人でも罰を受けなければならない」

責任主義に関する意識



「Aの意見に近い」（責任主義重視）	
「どちらかといえばAの意見に近い」	29.1%
「Bの意見に近い」（保安処分的発想重視）	
「どちらかといえばBの意見に近い」	70.9%

高校生の法意識調査から見えること

- 「無罪推定の原則」、「適正手続」、「責任主義」は、刑事法の基本となる考え方。
- 自分達の自由を守るために構築されてきた制度にもかかわらず、そのような意識が極めて低い。
- 刑事法の基本となる考え方が身につけていない。



【参考】 橋本ら（2020）の高校生意識調査

- 日本の高校生2,700人を対象とした法知識・法意見・法意識に関する量的調査
- 結果と分析①
素朴道徳感情が強い生徒は、被疑者・被告人は真実を話すべきと考え、自白強要を是とする傾向があった。
- 結果と分析②
「法律に違反した者は絶対に罰を受けなければならない」といった法に対する厳格な意識がある生徒は、秩序維持のために警察が監視することを許容する傾向があり、かつ政治的表現を慎むべきという意見になる傾向がある。
- 結果と分析③
「黙秘権」といった法知識と「正直にしゃべるべき」といった法意見に論理的矛盾がある生徒が多くいる。

橋本康弘・土井真一・佐伯昌彦・吉村功太郎編（2020）『日本の高校生に対する法教育改革の方向性－日本の高校生2000人調査を踏まえて－』風間書房



2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- 小学校学習指導要領社会編

（第6学年の内容）

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

（ア）日本国憲法の基本的な考え方に着目して，我が国の民主政治を捉え，日本国憲法が国民生活に果たす役割や，国会，内閣，裁判所と国民との関わりを考え，表現すること。

（内容の取扱い）

国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。



小学校社会科教科書における法教育の現状 6年生 政治のはたらき

ある教科書の紙面構成

- 司法のページ

裁判員制度 三審制 民事裁判 刑事裁判

- 発展学習の見開き（マンガで説明）

法の支配 罪刑法定主義 適正手続



2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- 中学校学習指導要領社会編

（公民的分野の内容）

（2）民主政治と政治参加

ア 次のような知識を身に付けること。

（ウ）国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

（内容の取扱い）

ア （2）のアの（ウ）の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。



中学校社会科教科書における法教育の現状 C（2）民主政治と政治参加

ある教科書の紙面構成

- 「法を守る裁判所」見開き
三審制 司法権の独立 違憲審査権 「憲法の番人」
- 「裁判のしくみと人権尊重」見開き
民事裁判 刑事裁判 罪刑法定主義 適正手続の保障 無罪推定の原則
「代用監獄」 勾留日数 冤罪
- 「私たちの司法と裁判員制度」見開き
司法制度改革 裁判員制度 被害者参加制度 取り調べの可視化
「人質司法」 死刑存廃
- 「裁判員裁判シミュレーション」見開き
模擬裁判



2 小・中・高における法教育（刑事法）の現状

- 高等学校学習指導要領公民編
(「公共」の内容)
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 法や規範の意義及び役割，多様な契約及び消費者の権利と責任，司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現され，社会の秩序が形成，維持されていくことについて理解すること。
- (内容の取扱い)
- (エ) アの (ア) の「法や規範の意義及び役割」については，法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや，法の役割の限界についても扱うこと。「多様な契約及び消費者の権利と責任」については，私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。「司法参加の意義」については，裁判員制度についても扱うこと。



高校教科書における法教育の現状

B (1) 司法参加の意義

ある教科書の紙面構成

- 「裁判所と司法」見開き

司法権の独立 三審制 違憲審査権 憲法の番人 最高裁判所違憲判決一覧

- 「国民の司法参加」見開き

裁判員制度 民事裁判 刑事裁判 罪刑法定主義 再審制度
 被害者参加制度 検察審査会 犯罪加害者の更生
 緊急避難 正当防衛 責任主義 司法取引

- 「司法にかかわる」特集ページ見開き

ADR 模擬裁判



3 法教育を一層充実させるための観点

現状

- 1) 無罪推定の原則、適正手続、責任主義、黙秘権などの刑事法の基本的な考え方は、(小・)中・高の多くの教科書に掲載され、大多数の生徒が学んでいる。
- 2) 刑事法によって被疑者被告人の権利を守る、という意識が低い。
- 3) 権利保障よりも秩序維持を重視する生徒が多い。



一層充実させるための観点

- 1) ' 無罪推定の原則を用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2) ' 「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3) ' 刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

4 小・中・高における法教育の系統

小学校

- 民事裁判との違いを理解させる。
- 刑事裁判は「悪い人」を裁くのではなく、「罪のあるなしをきめる」という感覚を身に付けさせる。

模擬裁判に
触れる

中学校

- 刑事模擬裁判を通して司法参加の意義を考えさせる。
- 刑事模擬裁判を通して無罪推定の原則の考え方に触れる。
- 罪刑法定主義は国家から自由を守るためという自由主義的な側面と、自分達のことを罰する法は自分達で決めるという民主主義的な側面の両面から構成されることを理解させる。
⇒ 「なぜあらかじめ刑罰を法で定めておくのか？」

模擬裁判で
考える

高等学校

- 刑罰の本質や、無罪推定の原則、責任主義等の刑事法の基本的な考え方がなぜあるかを考える。
⇒ 「明日世界が終わるとして犯罪者に刑罰を科す必要はあるか？犯罪予防を考える必要はない」
「無罪推定の原則がなかったらどうなるのか？」
「自分で自分の行動を選ばずに法を破ったら罪になるのか？（有責性）」
「取り調べの可視化が完全になされたら黙秘権は不要か？（立証責任）」
- これら感覚が使えるかどうか模擬裁判で確認する。模擬裁判の後に振り返る。

模擬裁判で
確認する

5 法教育に対する教員の反応

- 法務省「法教育の実践状況に関する調査」
小（2012, 2019）・中（2013, 2021）・高（2014, 2022）
- 法教育を充実する方向で対応する学校は、小・中・高それぞれ30～40%程度。
- 多くは、学習指導要領の記述があるからといって実際の指導に反映されているわけではなく、学校段階があがるにつれて受験等もあり法教育回避の傾向。
- 背景には多忙さ。「時間的余裕がない」
- 専門家との連携の必要性は感じながらも、事前に打ち合わせや時程調整などの負担が大きいと感じているため、連携が難しい。



6 法教育を一層充実させるために

一層充実させるための観点

- 1) ' 無罪推定の原則を用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2) ' 「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3) ' 刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

- 授業内でカリキュラムに組み込んで専門家と連携できるのが一番教育効果が高い。
- しかし、現実には教員の多忙さや負担感などの理由から難しいことが多い。
- そこで、小・中・高の法教育教材冊子、「もぎさい」教材、「昔話法廷」など1時間でできる小さな教材を使ってみる。



ご清聴ありがとうございました。

